

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律について

1 経緯

- 平成19年3月、米国において、有害物質（メラミン）が混入した愛がん動物用飼料（ペットフード）が原因となって、多数の犬及び猫が死亡。6月には、メラミンが混入したペットフードが、我が国で輸入販売されていたことが判明。
- 同年8月、農林水産省及び環境省が合同で有識者による「ペットフードの安全確保に関する研究会」を設置。11月には研究会の中間とりまとめとして、動物愛護の観点からペットフードの安全確保に緊急に取り組むべきであり、法規制の導入が必要であるとの方向性が示された。
- 平成20年3月、第169回国会に「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」案を提出。6月11日成立。

2 法律の概要

目的

愛がん動物用飼料の製造等に関する規制を行うことにより愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的とする。

内容

(1) 基準又は規格の設定及び製造等の禁止

農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物用飼料の基準又は規格を定めることができるとし、当該基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止する。

(2) 有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止

農林水産大臣及び環境大臣は、有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の製造、輸入又は販売を禁止することができる。

(3) 愛がん動物用飼料の廃棄等の命令

農林水産大臣及び環境大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、廃棄、回収等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(4) 製造業者等の届出

製造業者又は輸入業者は、農林水産大臣及び環境大臣に、氏名、事業場の名称等を届け出なければならない。

(5) 帳簿の備付け

製造業者、輸入業者又は販売業者（小売の場合は除く。）は、販売等をした愛がん動物用飼料の名称、数量等を帳簿に記載しなければならない。

(6) 報告徴収、立入検査等

農林水産大臣又は環境大臣による愛がん動物用飼料の製造業者等からの報告徴収、製造業者等への立入検査等について定める。

施行期日

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲で政令で定める日

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の概要

(環境省・農林水産省共管)

法律案の目的

愛がん動物用飼料（ペットフード）の製造等に関する規制を行うことにより、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物（ペット）の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的とする。

法律案の概要

- 愛がん動物用飼料の製造の方法等についての基準及び成分についての規格を設定し、その基準又は規格に合わないものの製造等の禁止
- 有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止
- 有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の廃棄等の命令
- 製造業者等の届出及び帳簿の備付け

国

製造方法等の基準・
成分の規格を設定

||

- 基準・規格に合わないものの製造等を禁止
- 有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等を禁止
- 有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の廃棄等の命令

海外からの輸入品

輸入業者

(届出・帳簿の備付け義務)

製造業者

(届出・帳簿の備付け義務)

製品

販売業者

(帳簿の備付け義務(小売の場合は除く))

安全な愛がん動物用飼料

3 中央環境審議会に関する条文

(基準及び規格)

第5条 農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物用飼料の使用が原因となって、愛がん動物の健康が害されることを防止する見地から、農林水産省令・環境省令で、愛がん動物用飼料の製造の方法若しくは表示につき基準を定め、又は愛がん動物用飼料の成分につき規格を定めることができる。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、前項の規定により基準又は規格を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

(製造等の禁止)

第6条 (略)

(有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止)

第7条 農林水産大臣及び環境大臣は、次に掲げる愛がん動物用飼料の使用が原因となって、愛がん動物の健康が害されることを防止するため必要があると認めるとときは、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止することができる。

- 一 有害な物質を含み、又はその疑いがある愛がん動物用飼料
- 二 病原微生物により汚染され、又はその疑いがある愛がん動物用飼料

2 農林水産大臣及び環境大臣は、前項の規定による禁止をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。